

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）抜粋

II 重点計画事項

12 農林水産業

(10) 生鮮食品の栄養成分の表示について

③ 特別用途食品の表示制度の見直し【平成19年度検討・結論、引き続き措置】

健康増進法第26条に基づく特別用途食品とは、乳幼児、病者等の発育、健康の維持・回復等に適するという特別の用途を表示して販売される食品であり、厚生労働大臣の許可が必要であり、医師等の指導の下に使用することが適当である旨の注意表示等が義務付けられる。

これにより、例えば機能性米について「低タンパク質米」等の表示を行う場合には、特別用途食品と混同される恐れがあることから、許可なく表示することは適切ではないという指導がなされている。

しかしながら、吟醸酒等付加価値の高い清酒の製造に当たっては、米の外側部分のタンパク質をわざわざ削り取っていることから、清酒原料用として「低タンパク質米」への需要喚起が期待できる。このように、病者の食事療法といった特別の用途以外にも、一般的な食品として食される、または加工用とに用いられるということも十分に考えられるため、必ずしも全ての食品が表示方法によって特別用途食品と混同されるとは限らない。

ただし、病者等が特別用途食品であると誤認することによって健康被害が発生することは防がなければならない。

したがって、特別の用途を表示して販売する食品については、当然許可は必要であるが、特別用途食品（病者用食品）ではない旨を明記して販売する食品については、栄養成分量を明示すれば、許可を得ずとも「低タンパク質（通常の米の〇%）」などといった表示が可能となるよう、既存の表示制度の運用の見直しを検討する。

○ 現行制度における指導

○ 特別用途食品の表示許可について（昭和48年12月26日付 衛発第781号 厚生省公衆衛生局長通知）(抄)

第1 許可すべき特別用途食品の範囲について

1・2 (略)

3 病者用のものについて、特別の用途に適する旨の表示とは、以下の各項のいずれかに該当するものである。従って、これらの表示がなされた食品が無許可で販売されることのないよう管下関係業者に対して指導を徹底されたい。

(1) 単に病者に適する旨を表示するもの。例えば「病者用」、「病人食」等。

(2) 特定の疾病に適する旨を表示するもの。例えば「糖尿病者用」、「腎臓病食」、「高血圧患者に適する」等。

(3) 許可対象食品群名に類似の表示をすることによって、病者用の食品であると印象を与えるもの。

○ 栄養表示基準における強調表示

(1) 適切な摂取ができる旨の表示

国民の栄養摂取の状況からみて、その過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているとされる栄養成分については、食品において、「適切な摂取ができる」旨の表示をすることができる。

具体的には、熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウムがこの表示の対象とされており、「無」「ゼロ」「ノン」など含まない旨の表示、「低」「ひかえめ」「少」「ライト」など低い旨の表示、他の食品と比べて栄養成分等の量が低減されている旨の表示の3種類がある。これらの表示をするには、含有量が基準値以下である必要がある。

(2) 補給ができる旨の表示

国民の栄養摂取の状況からみて、その欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているとされる栄養成分については、食品において、「補給ができる」旨の表示をすることができる。

具体的には、たんぱく質、食物繊維、ビタミン、ミネラル等がこの表示の対象とされており、「源」「供給」「含有」「入り」「使用」「添加」など含む旨の表示、「高」「多」「豊富」など量が高い旨の表示、他の食品と比べて栄養成分等の量が強化されている旨の表示の3種類がある。これらの表示をするには、含有量が基準値以上である必要がある。

○ 低たんぱく質食品の食品群別許可基準

○ 特別用途食品の表示許可について（昭和48年12月26日付 衛発第781号 厚生省公衆衛生局長通知 別紙）
規格

1 たんぱく質含量は、通常と同種の食品の含量の50%以下であること。

2 エネルギー量は、通常と同種の食品の含量とほぼ同程度であること。

3 ナトリウム及びカリウム含量は、通常と同種の食品の含量より多くないこと。

4 本品のたんぱく質は、栄養価の高いものであること。

許容される特別用途表示の範囲

たんぱく質摂取制限を必要とする疾患(腎臓疾患など)に適する旨